

第3章 河川整備の目標に関する事項

第1節 河川整備の基本理念

「自然豊かな環境を後生に継承し、地域の個性と活力・歴史・文化が実感できる橿田川」を河川整備の基本理念とし下記の3つの柱を基に、今後の橿田川の川づくりを地域住民や関係機関と連携を図りながら進める。

安全で安心できる川づくり

洪水等から生命・財産を守り、湧水被害の少ない安全で安心できる川を目指す。

自然豊かで生物や人に優しい川づくり

昔から引き継がれてきた歴史文化を伝え、豊かな自然環境を守り、生物や人に優しい潤いある川を目指す。

憩いのある川づくり

誰もが川とふれあえ、地域との交流を深め住民参加による川を目指す。

第2節 河川整備計画対象区間

本河川整備計画では、表3-2-1に示す区間を河川整備計画対象区間とする。

表3-2-1 河川整備計画対象区間（大臣管理区間）

河川名	上流端	下流端	区間延長 (km)
橿田川	左岸：松阪市大字御麻生 ^{みおそのわき} 園字脇 ^{わき} カイト304番地先 右岸：三重県多気郡多気町大字 ^{まき} 牧 ^{まき} 字川原 ^{かわらかいどう} 街道49番地先	海	18.9
佐奈川	三重県多気郡多気町大字 ^{にたやしるだ} 仁田 ^{にた} 字社田 ^{やしるだ} 157番の1地先の国道橋(佐奈川橋)	橿田川への合流点	5.4
被川	橿田川からの分派点	左岸：松阪市大字法田 ^{ほうだ} 字南 ^{みなみうら} 浦 ^{うら} 456番の1地先 右岸：三重県多気郡多気町大字朝長 ^{あさおさ} 字中新田 ^{なかしんでんきたのつぼ} 北ノ坪136番の2地先	0.06
蓮川	松阪市飯高町大字蓮 ^{れん} 字スノワキ14番地先の上流端を示す標柱	左岸：松阪市飯高町大字森 ^{もり} 字平瀬 ^{ひらせ} 1806番の1地先 右岸：松阪市飯高町大字森 ^{もり} 字たちおか2006番の1地先	7.0
青田川 ^{あおだ}	松阪市飯高町大字青田 ^{たにしり} 字谷尻 ^{たにしり} 436番地の1地先の頭首工下流端	蓮川への合流点	3.5
布引谷川 ^{ぬのびきだに}	松阪市飯高町大字森 ^{もり} 字布引 ^{ぬのびきだに} 山1993番の16地先の上流端を示す標柱	蓮川への合流点	0.7
計			35.56

第3節 河川整備計画対象期間

本河川整備計画は、「櫛田川水系河川整備基本方針」に基づいた当面の河川整備を目標とするものであり、その対象期間は概ね30年とする。

なお、本河川整備計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの変化や新たな知見、技術の進歩等により、対象期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行う。

第4節 河川整備計画の目標

第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

1 洪水対策

洪水による災害の発生の防止及び軽減に関しては、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況など、櫛田川の治水対策として計画対象期間内に達成すべき整備水準、河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的整備なども含めて総合的に勘案し、櫛田川では、流量観測が開始された昭和38年以降最大となった平成6年9月洪水と同規模の洪水に対し破堤等による甚大な被害を防止することを本河川整備計画における目標とする。

また、支川佐奈川も、流量観測が開始された昭和45年以降最大となった昭和54年10月洪水と同規模の洪水に対し破堤等による甚大な被害を防止する。

河川整備計画において目標とする流量は、櫛田川では、基準地点両郡橋で4,100m³/sとし、既設蓮ダムにより600m³/sを調節し、河道への配分流量を3,500m³/sとし、支川佐奈川は西山橋において130m³/sとする。

表3-4-1 河川整備計画において目標とする流量と河道整備流量

河川名	地点名	目標流量	蓮ダムによる洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
櫛田川	両郡橋	4,100m ³ /s	600m ³ /s	3,500m ³ /s	流量観測開始後最大洪水相当(平成6年9月洪水)
佐奈川	西山橋	130 m ³ /s	-	130 m ³ /s	流量観測開始後最大洪水相当(昭和54年10月洪水)

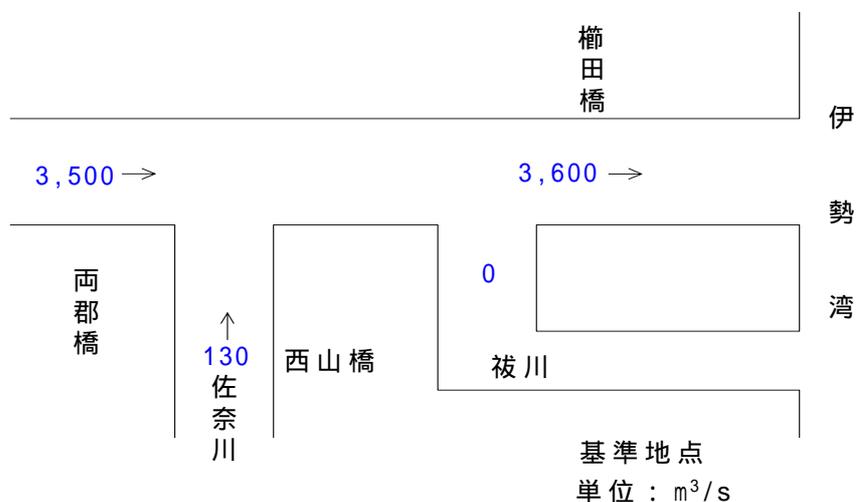


図3-4-1 河道整備流量図

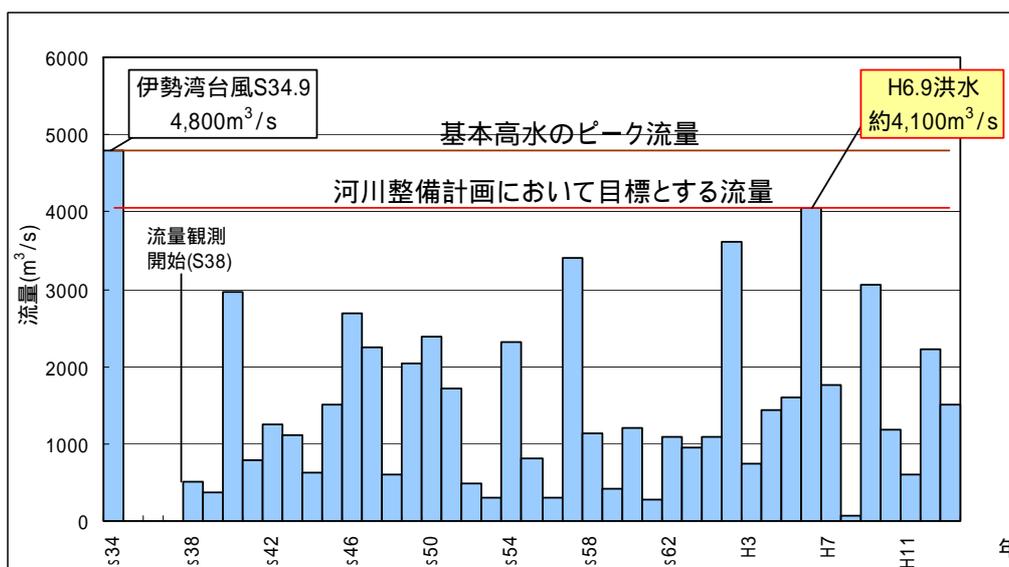


図 3-4-2 両郡橋地点の年最大流量

2 高潮、地震・津波対策

河口部では満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に、高潮による災害の発生を防止する。

また、発生が危惧される東南海・南海地震等により基礎地盤の液状化が発生し堤防が沈下する場合の浸水による二次災害及び、同時に発生すると考えられる津波による被害を防止する。

3 危機管理

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の出水が発生した場合においても被害を軽減する。

第 2 項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

1 河川水の利用

河川水の利用に関しては、松阪市等地域経済の発展や地域住民の生活に欠かせない各種用水について、既設蓮ダムにより確保されているが、近年の少雨化傾向などにより河川の水量が減少している。このため水利用の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努める。

かんがい用水については、営農形態、かんがい面積等が変化していることから、適宜、水利使用の見直しを図る。また、将来、水利用の変化が生じた場合においても適正な水利使用が維持できるよう適宜見直していく。

2 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能を維持するための流量については、利水の状況、動植物の保護、漁業等を考慮し、両郡橋地点で概ね $9 \text{ m}^3/\text{s}$ (最大) であるが、近年の河川の水量の減少に伴い、流水の正常な機能を維持するための流量を安定的に確保することが難しい状況となっている。

このため、流水の正常な機能を維持するための流量を確保するため、水利用の調整、既設の蓮ダムの効果的な運用、節水啓発活動の取り組み等に努める。

水質に関しては、生活環境の保全に関する環境基準を環境基準点櫛田橋（河川 A 類型：BOD 2.0 mg/l ）において満足していることから、現在の良好な水質を維持する。

さらに、流域全体の社会生活に起因する富栄養化の原因物質については、地域住民等と連携しながらその減少に努める。

第3項 河川環境の整備と保全に関する目標

1 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、流域の豊かな自然環境や地域の風土・歴史・文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる櫛田川とするため、自然との調和に配慮しつつ、多様なレクリエーションや身近な環境教育の場として、人々の触れあい、やすらぎの空間や市街地周辺における豊かな自然環境を有する空間、古い街並みと櫛田川が調和した風景をかもしだす空間として活用、保全に努める。

2 河川環境

河川環境の整備と保全に関しては、流水の正常な機能の維持に関する目標を踏まえつつ瀬・淵や河口部の干潟の保全、河道内の樹木群の適正な管理を行い、櫛田川における動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持などといった河川環境の保全を目指す。

河道内の樹木群や頭首工による湛水面、瀬・淵などの河道形態は、良好な動植物の生息・生育環境を提供し、また、それ自体が豊かな自然環境や景観を形成していることから、地域住民と連携しながら良好な河道形態の整備と保全を目指す。

また、被川は本川の洪水時に被川沿川の洪水被害を防止するため、被川水門を閉鎖しているが、被川は自流がほとんど無いため、上流部は一部区間が水枯れとなり、魚類が生息できない状況が見られることから、魚類の生息環境の改善を図る。

蓮ダムでは、貯水池での淡水赤潮の発生をできるだけ抑制し、貯水池の水質保全に努めるとともに、ダム下流における出水後の濁水の長期化現象の軽減を図る。

さらに、櫛田川における山から海までの連続性に配慮して、水量・水質、地域のつながり等の視点から、河川と地域住民とのふれあい、住民参加による川づくりを推進する。